

成田市広告付き自治体案内板設置事業者募集

公募型プロポーザル実施要領

I 公募の内容

1 公募の目的

成田市（以下「市」という。）では、来庁者の利便性向上を図るとともに、広告掲載から得られる収入を市民サービスの向上に活用し、地元企業等の広告を掲載することにより、地域経済の活性化を図る目的で、市役所庁舎内に広告付き自治体案内板を設置しております。

この広告付き自治体案内板について、市が定める貸付条件のもと、再度設置する事業者を企画提案により公募します。

2 設置場所

所 在	成田市花崎町 7 6 0 番地 成田市役所本庁舎 1 階正面エントランス
開庁時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
閉 庁 日	土曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日）及び年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで）
参 考	庁舎内職員数 ： 約 7 0 0 名 来庁者数（想定）：約 1, 0 0 0 名／日

3 募集内容

- (1) 広告付き自治体案内板を企画・制作し、行政財産の使用の許可を受けて、市が指定する場所に設置し維持管理を行うこと。
- (2) 広告主の募集、広告・行政情報の制作、広告・行政情報の掲出等を行うこと。
- (3) 公の財産を広告の媒体に使用する事業の対価としての料金を市に納付すること。

※ なお、本件の実施に係る条件その他の詳細は、別紙「成田市広告付き自治体案内板設置維持管理業務仕様書」のとおりです。

4 設置場所の使用形態

広告付き自治体案内板の設置運用に際し、市は、事業者と協定を締結するとともに、事業者からの申請に基づき、広告付き自治体案内板の設置面積について、成田市財務規則第 1 6 6 条第 1 項第 4 号の規定による行政財産の使用許可を行います。

なお、広告付き自治体案内板の設置運用の開始に関わらず、設置に係る工事又は工事の準備等のために指定した場所を使用した日から、行政財産の使用許可が必要にな

ります。

5 設置期間

市が指定した場所を使用した日から翌年の3月31日までとします。ただし、設置期間満了の3か月前までに市と事業者双方から意義の申出が無い場合については、5年を超えない範囲内で設置期間を延長することができます。

6 応募資格

応募できるのは、次のすべての要件を充たす個人、法人又は団体（以下「法人等」という。）とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 申込みをしようとする法人等又はその役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店もしくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、成田市暴力団排除条例（平成24年成田市条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生又は再生手続をしていない者であること。

7 応募の手続き等

(1) スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ① 本要領の配布 | 令和6年11月18日（月）～ |
| ② 質疑書の提出期間 | 令和6年11月19日（火）～25日（月） |
| ③ 質疑書への回答 | 令和6年11月28日（木）まで |
| ④ 応募申込書及び企画提案書の提出 | 令和6年11月28日（木）～12月17日（火） |
| ⑤ 書類選考期間 | 令和6年12月下旬～令和7年1月上旬 |
| ⑥ 選定結果の通知 | 令和7年1月中旬 |
| ⑦ 協定締結 | 令和7年2月中 |
| ⑧ 事業開始 | 令和7年4月中 |

(2) 応募の手続き

① 本要領の配布

配布期間	令和6年11月18日(月)～
入手方法	成田市役所のホームページからダウンロードしてください。 http://www.city.narita.chiba.jp/ 市ホームページ＞市の組織と仕事＞管財課

② 質疑書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、すべて質疑書によるものとします。質疑がある場合には、次のとおり質疑書を提出してください。

受付期間	令和6年11月19日(火)～25日(月)午後5時まで
提出方法	「FAX」又は「電子メール」 FAX：0476-24-1655 メール：kanzai@city.narita.chiba.jp
提出様式	・質疑書は所定の様式(様式2「質疑書」10ページ)を使用してください。 ・FAX又は電子メールを送信する際の件名は、「成田市広告付き自治体案内板公募に関する質疑について+応募者名+送信年月日」としてください。 ・質疑書送信後は必ず成田市役所総務部管財課管財係(Tel 0476-20-1552)に電話で連絡し、到着しているかどうかを確認してください。
回答方法及び回答期限	令和6年11月28日(木)までに、市ホームページに回答を掲載します。

③ 応募申込書及び企画提案書の提出

提出期限	令和6年11月28日(木)～12月17日(火)
提出先	〒286-8585 成田市花崎町760番地 成田市役所総務部管財課管財係
提出方法	持参又は郵送 ※持参の場合は、日曜日、土曜日、国民の祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとします。 ※郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とします。

提出書類	【応募申込書類】…各 1 部 1. 応募申込書（様式 1） 2. 登記事項証明書（個人の場合は住民票） ⇒提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの 3. 印鑑登録証明書 ⇒提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの 4. 企業概要 ⇒会社の概要がわかるパンフレットなど 5. 定款（法人の場合） ⇒最新のもの 6. 事業概要 ⇒資本金、従業員数、事業経歴、事業内容等（企業概要に記載されている場合は省略可） 7. 決算書 ⇒最新のもの 8. 納税証明書 ⇒直近のもの（提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの） 法人：○国税の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がない証明書） ○法人市民税の納税証明書 個人：○国税の納税証明書（所得税、消費税及び地方消費税の未納税額がない証明書） ○住民税の納税証明書 【企画提案書類】…各 6 部（原本 1 部、写し 5 部） 1. 企画提案書（様式 4） 2. 企画提案資料（任意の様式とします。ただし、配点一覧表の項目（1）～（5）について必ず記載すること。） （1）事業者としての適格性 ・会社概要 ・事業の責任者、担当者及び実施体制 （2）設置後の維持管理体制 ・自治体案内の変更に対する対応 ・緊急時（故障等を含む）の対応体制 （3）案内板の仕様・規格 ・案内板の仕様及び規格 ・電源の管理 ・設置方法
------	--

	・ユニバーサルデザインとして配慮した点等 (4) 広告事業計画 ・広告の募集方法等を含めた事業計画 ・広告物の作成体制 ・事業の収支計画 (5) 広告料 ・月額とし消費税及び地方消費税を含んだ額 3. 導入実績表(様式は任意としますが、他の自治体及び国の機関における実績が記載されたものとし、自治体の名称だけでなく、導入時期の記載もされたものとします。)
備 考	1. 提出書類の差し替え等は、提出期間内に限り行うことができます。また、提出期間終了後の追加資料の提出はできません。 2. 整理番号は空欄のまま提出してください。 3. 上記書類のほか、必要に応じて別の書類の提出を求めることがあります。 4. 企画提案書等は、プロポーザルの選定を行うために必要な範囲において複写することがあります。 5. 企画提案書等はプロポーザルの選定以外に提案者に無断で使用することはありません。 6. 提案項目や配点等、詳細については、8 ページ「企画提案資料及び配点一覧表」を参照してください。 7. 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、すべて応募者の負担とします。 8. 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、失格とします。 9. 企画提案書は、1 者につき 1 案とします。 10. 市の提供した資料等は、市の了解なく使用できないものとします。

8 評価等

(1) 候補者選定について

広告付き自治体案内板設置事業候補者の選定にあたっては、提出された企画提案書類を審査し、最も高い総合評価を得た応募者を設置事業候補者として決定します。(面接及びプレゼンテーションは実施しません)

(2) 評価主体

評価は、「成田市広告付き自治体案内板設置事業者企画提案選定委員会」が行います。

選定委員会は、市職員による計５名の委員で構成されており、企画提案について公平かつ適正な評価を行います。

(３) 評価方法及び結果の通知

先に提出された企画提案書類を総合的に評価、採点し、最高点を得た者を設置事業候補者とします。

評価方法	別に定める「企画提案資料及び配点一覧表」に従い評価・採点し、選定委員１名あたり１００点満点、合計５００点満点で、各委員の合計点の総和が最も高い点数を得た応募者を設置事業候補者として選定します。 ただし、評価が一定水準に達しない場合（各選定委員が評価・採点した合計点の総和が２５０点未満）は不採用とします。
備 考	１． 最高点を取得したものが２者以上ある場合は、広告料の提示金額が最も高い者を出店候補者とします。さらに、広告料が同価である場合は、くじ引きとします。 ２． 最高点を得たものが辞退を申し出た場合や６ページの「留意事項」に該当した場合は、次順位の者を設置事業候補者とします。 ３． 評価結果に対する一切の異議申し立ては受け付けません。
結果通知	応募者全員に書面で「プロポーザル採点結果通知書」を送付し、市ホームページで公表します。
通知期日	令和７年１月中旬に書面を送付し、市ホームページに掲載します。

９ 留意事項

次のいずれかに該当するときは、設置事業候補者としての決定を取り消します。

- (１) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (２) 選定委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (３) 設置事業候補者の決定から賃貸借契約の締結までの間に、設置事業候補者の資金事情の変化等により、案内板の設置・運営の履行が困難であると市が判断したとき。
- (４) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業候補者としてふさわしくないとして市が判断したとき。
- (５) 設置事業候補者が、応募者の資格要件に適合しなくなったとき。

１０ 協定の締結

設置事業候補者に選定された者は市と広告付き自治体案内板の設置運用に係る協定の締結をするための協議を行います。協定の締結時期は、令和７年２月中を予定し、併せて案内板の設置に向けた工事協議を開始します。

1 1 その他

- (1) プロポーザルに応募する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 提出書類は、特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を使用し、文章は横書きとしてください。文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。
- (3) 提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとします。また、本案件に係る情報公開請求があった場合には、成田市情報公開条例（平成17年12月28日成田市条例第52号）に基づき、提出書類を公開することがあります。
- (4) プロポーザル応募者が1者の場合でも、審査・評価を実施し、選定の可否を決定します。
- (5) 本案件において、協定の締結の相手先は成田市となります。
- (6) やむを得ず申し込みを辞退する場合には、必ず応募辞退届（様式3）を市に提出し、無断で辞退することがないように十分留意してください。

1 2 問い合わせ先

成田市役所総務部管財課管財係

所在地：〒286-8585 成田市花崎町760番地

電 話：0476-20-1552 FAX：0476-24-1655

Eメール：kanzai@city.narita.chiba.jp

企画提案資料及び配点一覧表

提案項目名		内容	基準	配点
1	事業者としての適格性	・過去に十分な業務実績があるか ・適正に維持管理する能力があるか ・本市への事業の実施体制が十分確保されているか	特… 20 優… 15 良… 10 可… 5 不可… 0	20点
2	設置後の維持管理体制	・情報の更新頻度が適切であるか ・緊急時の対応が速やかに行われる体制が確保されているか	特… 20 優… 15 良… 10 可… 5 不可… 0	20点
3	案内板の様・規格	・自治体案内板の色合い・デザイン等が庁舎の雰囲気に調和しているか ・省電力に努めている。タイマー機能で電源管理ができているか ・安全面に配慮されているか ・ユニバーサルデザインを考慮しているか	特… 20 優… 15 良… 10 可… 5 不可… 0	20点
4	広告事業計画	・市庁舎における広告として適当なものであるかを、事業者内部に判断が行える体制があるか ・広告の製作を自らが行える体制であるか ・収支計画の積算根拠が具体的で妥当性があるか	特… 20 優… 15 良… 10 可… 5 不可… 0	20点
5	広告料	・広告料について、妥当であるか	特… 20 優… 15 良… 10 可… 5 不可… 0	20点
合 計 点				100点